

【第2問】(配点：50)

Aは、見た人が住居とは思えないような、奇抜な家に住みたいと考え、Bとの間で設計請負契約を締結し、Bは、同契約に基づいて、斬新なデザインを考えつき、これを記した設計図αを作成した。しかしながら、請負代金をめぐってAとBの関係がうまくいかなくなったため、当該契約は解除された。その際、Aは、Bから渡された設計図αをBに返却したが、返却前にBに無断でそのコピーを取っていた。また、Bは、設計図αに設計者としてBの氏名を記載していたが、設計図αはAとB以外には知られていなかったため、Aは、そのコピー上のBの氏名を抹消して自分の氏名を記載した。

その後、Aは、複数の建築業者に対して、Aがコピーした設計図αを、自分が作成したものと偽って見せた。その上で、Aは、それらの建築業者の中からCを選んでその建築を依頼し、Cは、これに従ってAの住居（以下「A住居」という。）を建築した。A住居は、そのデザインの斬新さが評判となって、路上から見物する人が絶えなかった。Aは、A住居に住み始めてから数年後に別の土地に転居しなければならなくなったため、不動産業者を介して、これをDに売却した。

Dは、自分の住居であるA住居が注目されることには満足していたが、その玄関が余りに派手過ぎると感じたため、これをやや地味な印象を与えるように改築した。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。

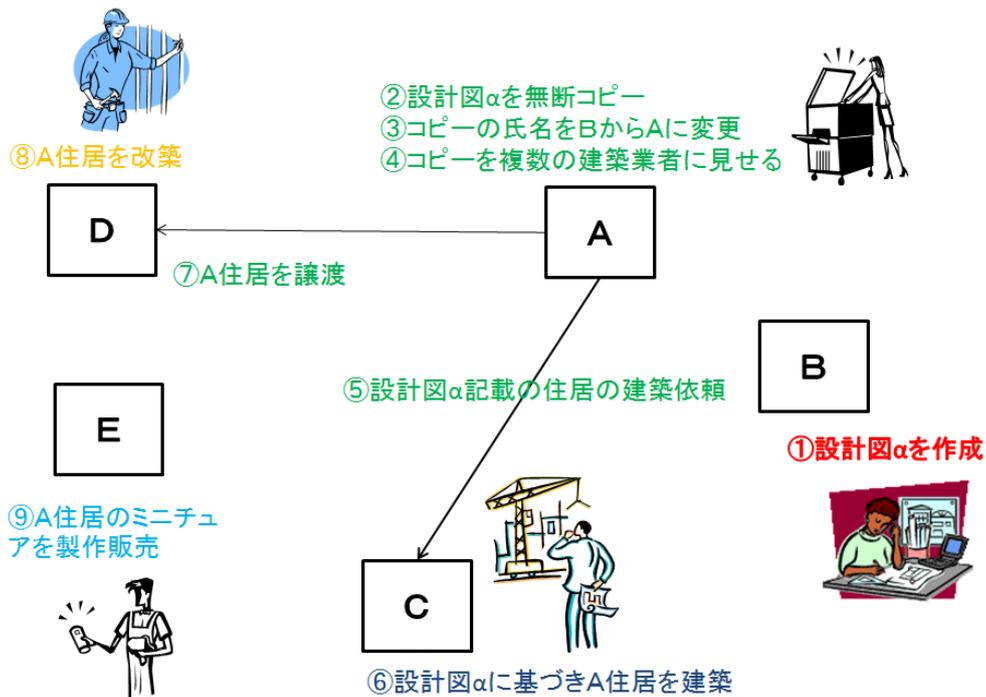
〔設問〕

1. Bは、Aに対してどのような請求をすることができるか。
2. Bは、Dに対してどのような請求をすることができるか。
3. Eは、A住居に興味を持ち、Dに無断で写真撮影した。そして、その写真に基づいて、A住居のミニチュアを多数製作し、これを販売している。

Bは、Eに対して、著作権に基づき、A住居のミニチュアの製作販売の差止めを請求するために、どのような主張をすることができるか。

これに対して、Eは、どのような主張をすることができるか。

(法務省HPから引用 <http://www.moj.go.jp/content/000123135.pdf>)



1 第1 設問1 (BとAの関係) について

2 1 設計図αに係る著作権、著作者人格権侵害を理由とする請求

3 (1) Bが作成した設計図αの著作物性が認められれば、Aの、①設計図αをコピーした
4 行為は複製権侵害(20条1項)、②同コピーのBの氏名を抹消し、自らの氏名を記
5 入したうえ、複数の建築業者に見せた行為は公表権侵害(18条1項)及び氏名表示
6 権侵害(19条1項)となり、Bは、Aに対し、損害賠償請求(114条、民法70
7 9条)及びコピーした設計図の廃棄請求(112条2項)をすることができる。そこ
8 で、設計図αの著作物性が問題となる。

9 (2) 設計図は、「学術的な性質を有する図面」(10条1項6号)として著作物性が認め
10 られ得るが、創作性をどの要素に基づいて判断するかが問題となる。

11 この点、対象物自体の設計思想はアイデアに過ぎないとし、設計図の創作性は、
12 作図上の表記の仕方の創意・工夫の有無のみで判断する見解がある。

13 しかし、設計図は、確立した共通の作図法に従って表現されるのが通常であり、作
14 図の仕方に創意・工夫があるとして創作性が認められることは希である。そのため、
15 上記見解では、著作物の例示として「図面」を規定した10条1項6号が無意味とな
16 るし、設計図の模倣を自由に認めることとなり不都合でもある。

17 そもそも設計対象物自体が有する形状や寸法、色彩等を反映した表現も、設計思想
18 (アイデア)から派生したものであり、ここに著作権法が保護範囲とする具体的な
19 表現行為を読み込むことができる。

20 したがって、設計図の創作性は、作図上の表記の仕方の創意・工夫のみならず、対
21 象物自体の設計思想をも加味して判断するべきである。

22 (3) 以上を本問についてみるに、設計図αは、斬新なデザインの建築物を内容とする
23 ものであり、また、後述のとおり当該建築物そのものに著作物性も認められるから、

・中山61頁以下
・高林59頁以下
・本文の反対説として、
田村93頁以下、百選第
4版9事件など。

1 作図の仕方の工夫を論じるまでもなく、著作物と認められる。

2 (4) よって、Bは、Aに対し、設計図αに係る複製権、公表権及び氏名表示権侵害を
3 理由に、損害賠償を請求することができる。また、侵害行為組成品として、コピーし
4 た設計図αの廃棄を請求することができる。

5 2 建築の著作物に係る著作権侵害を理由とする請求

6 (1) Bは著作物性のある設計図αを作成しただけであるが、「建築に関する図面に従っ
7 て建築物を完成すること」も、「建築の著作物」(10条1項5号)の複製とされてい
8 る(2条1項15号ロ)。そのため、設計図α記載の住居が「建築の著作物」に該当
9 すれば、A住居を建築させたAの行為は複製権侵害となる(21条。共同不法行為)。
10 また、不動産業者を介してA住居をDに売却したAの行為は譲渡権侵害となり(26
11 条の2第1項)、いずれの行為も損害賠償請求の対象となる。そこで、設計図α記載
12 の住居が建築の著作物にあたるか問題となる。

13 (2) 住居につき、通常の著作物と同じくその保護範囲を広くすると、後続する住居の
14 多くが複製権侵害となってしまい大きな社会的損失となる。

15 そこで、一般の住居の場合、著作物性の要件である創作性ないし「文芸、学術、美
16 術又は音楽の範囲に属するもの」(2条1項1号)を充足するには、純粹美術と同視し
17 うること、すなわち、実用性や機能性から離れ、独立して美的鑑賞の対象となること
18 が必要と解される。

19 (3) 以上を本問についてみるに、設計図α記載の住居は、斬新なデザインであり、そ
20 の複製物であるA住居もそのデザインの斬新さが評判となって、路上から見物する人
21 が絶えなかったものである。

22 したがって、設計図α記載の住居は、独立して美的鑑賞の対象となるものとして、
23 創作性及び「文芸…に属するもの」の要件を充足し、建築の著作物に該当する。

・加戸121頁以下
・中山75頁以下
・高林54頁以下
・百選第4版7事件

1 (4) よって、Bは、Aに対し、設計図α記載の住居に係る複製権・譲渡権侵害を理由
2 に損害賠償を請求することができる（民法720条1項、709条）。なお、A住居
3 は、既に建築され、またDへの販売が完了しているため、差止請求及び廃棄請求（1
4 12条）は認められないと考える。

・加戸644頁以下

5 第2 設問2（BとDの関係）について

6 1 A住居は設計図α記載の住居の複製物であり、これを改築するDの行為は、A住居
7 に係るBの同一性保持権（20条1項）を侵害し得る。もっとも、建築物の同一性保
8 持権は「改築」には及ばないため（20条2項2号）、Dの行為は、同一性保持権侵
9 害とならないのではないか問題となる。

10 2 20条2項2号が建築物の「改築」に同一性保持権が及ばないとした趣旨は、建築
11 物の多くは実用目的で製作されるものであり、その所有者・利用者の経済的利用権を
12 調整するべく、一定の範囲で著作者の権利を制限するという点にある。

・加戸174頁以下

・中山399頁以下

・田村447頁以下

・百選第4版83事件

13 かかる趣旨からして、「改築」にあたるのは実用目的の改築に限られ、個人的な嗜好
14 に基づく恣意的な改変は、「改築」に該当しないと解される。

15 3 以上を本問について見るに、Dは、玄関が余りに派手過ぎると感じたため、これを
16 やや地味な印象を与えるようにするため改築したものであり、かかるDの行為は、実
17 用目的というより、美的な価値の観点からの個人の嗜好の類によるものである。

18 したがって、Dの行為は、「改築」に該当せず、Bの同一性保持権を侵害する。

19 4 よって、Dは、Bに対し、同一性保持権侵害を理由に損害賠償を請求することがで
20 きる。他方、既に侵害行為である改築行為は完了しており差止請求（112条1項）
21 は認められず、また、経済的損失が大きいと認められないと
22 解する。もっとも、「必要な措置」（112条2項）として、改築前への原状回復は、
23 請求することができると解される。

1 第3 設問3 (BとEの関係) について

2 1 Bの主張及びEの反論

3 A住居は、設計図α記載の住居の複製物であり、Bは、A住居につき、複製権(2
4 0条1項)及び譲渡権(26条の2第1項)を有する。そのため、Bとしては、A住
5 居のミニチュアを制作し、販売するEの行為はA住居に係る複製権・譲渡権を侵害す
6 る行為であると主張することができる。

7 これに対し、Eとしては、A住居は46条2号の「建築の著作物」であり、それと
8 は区別されている同4号の「美術の著作物」ではないため、A住居のミニチュアの製
9 作販売に46条4号の適用はなく、また、その余の各号の適用もないため、46条柱
10 書により、当該行為には、著作権の効力が及ばないと主張することができる。

11 2 Bの再反論

12 以上のとおり、本問では、46条4号の適用の可否が問題となる。この点、46条
13 各号の行為につき著作権の効力を及ぼしたのは、同条各号記載の行為が建築の著作物
14 にアクセスする公衆の自由を参酌してもなお、著作権者に与える影響が大きいとの判
15 断からである。そして、屋外に恒常的に設置された美術の著作物を写真撮影して販売
16 する行為(46条4号の典型)と建築の著作物のミニチュアを販売する行為とで著作
17 権者の受ける不利益に差はなく、本問でも著作権者であるBの保護を図る必要がある。

18 そもそも、上記第1-2のとおり、住居は、純粋美術と同視し得る場合に「建築の
19 著作物」として認められるのであり、この意味で「美術の著作物」の性質も有するも
20 のである。

21 したがって、Bは、建築の著作物も「美術の著作物」として、46条4号の適用が
22 あると主張することができる と解する。

23

以上

・加戸308頁以下

・田村211頁以下